（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第六十九条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号㈠及び別紙様式第一号㈡中「印」を削る。

別紙様式第六号㈠中「氏名　　印」を「氏名」に改める。

別紙様式第六号㈡中「印」を削る。

別紙様式第七号㈠中「氏名　　印」を「氏名」に改める。

別紙様式第七号㈡中「印」を削る。

別紙様式第八号㈠中「氏名　　印」を「氏名」に改める。

別紙様式第八号㈡から別紙様式第十一号までの様式中「印」を削る。

（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部改正）

第七十条　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び「（押出スタンプ）」を削る。

（農林水産省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部改正）

第七十一条　農林水産省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「印」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第二号中「印」を削る。

別記様式第三号中「印」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第四号中「印」を削る。

別記様式第五号中「印」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第六号中「印」を削る。

別記様式第七号中「印」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考6までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第八号中「印」を削る。

（米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第七十二条　米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成二十一年農林水産省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「農林水産大臣名」を「農林水産大臣」に、「（個人の場合は氏名）　　印」を「（個人の場合は氏名）」に、「日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる」を「日本産業規格Ａ４とすること」に改める。